

Title	孟二寬とその後裔：補遺
Sub Title	A supplementary note on Mao Erkuan and his descendants
Author	可児, 弘明(Kani, Hiroaki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2007
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.75, No.2/3 (2007. 1) ,p.143(323)- 151(331)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20070100-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

孟二寛とその後裔 補遺

可 児 弘 明

はじめに

本稿は第七十四巻第四号に発表した研究ノート「孟二寛とその後裔」の補遺をなすものである。前稿において筆者の研究目的が最終的に華僑の現地における定位、華裔の再定位する文脈を尋ねるところにあること、ただし孟二寛（二官）、日本名武林治庵とその二、三世の場合、議論の前提となる身世に不正確な点が少なからずあり、それを解決することが差し当つての作業となることを述べた。ところが問題が門外である藩政史分野に多く関係するところから、問題点を整理して示し、関連する専門分野からの御教示を仰いだのである。

発表後、中央義士会理事長中島康夫氏から二寛の孫武

林唯七は赤穂義士のなかでも史料が少ない一人であることや、筆者の参照していない先行研究に日本放送出版協会が昭和六十一年三月に編集、発行した『NHK歴史ドキュメント⑤』がある旨御教示、御指摘を受けた。同書には尾崎秀樹「中国人三世の武林唯七」ならびに小柳勇一郎「吉良を討つた中国人三世」の二編がある。一般読者向けに書かれているが、NHK小柳氏のそれは国内外の関係先を広く取材し、掘り起こした資料に根拠を求めるながら記述を展開したものである。筆者が前稿において同書を参考しえなかつたことはまことに慙辱の念にたえない。ここに新しい知見を参考にして問題点を再整理し、前稿の補遺とする次第である。

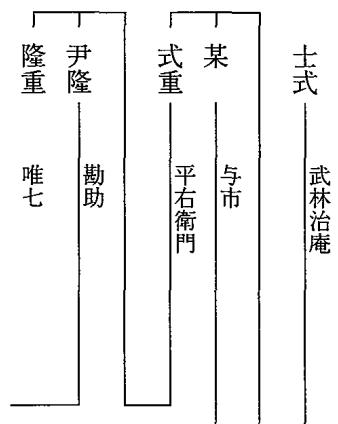
一

所が選ばれている。

先ず被爆した治庵の墓が移された先が広島市南区仁保の西福寺であることが小柳氏によつて明らかにされている。南湘院墓地を戦前管理していたのは国泰寺である。筆者の誤聞は、墓が国泰寺から他所へ移されたというのを、新しい国泰寺（己斐上）から他所へと解したところに起因する。

改めて墓について記すと、正しくは治庵七代の子孫で明治元年（一八六八）病死した武林尚友、法名覚翁信篤居士を合葬した墓であり、治庵から数えて十一代に当たる山田一彦氏が守つているとされている。

十一代山田一彦氏は「寛すなわち武林治庵を始祖とする先祖由緒書を所蔵しており、小柳氏は由緒書の部分写真」を『NHK歴史ドキュメント⑤』にあげている。その写真を見ると「武林吉之丞尚義先祖由緒書」と題されている。以下由緒書と省略して記述することにしたい。由緒書を写真でみると、「元祖 武林治庵 士式 初名二官」、「本國中華生國杭州武林郡」、「鄒國公孟軻六十一世之孫」などとある。他の写真には「武林吉之丞尚義略系圖」とあり、唯七までの血筋を別図のように示した個



治庵と唯七の続柄を明らかに祖父・孫としていることがわかる。

その他のことは由緒書を実見した小柳氏の記述に依らなければならない。小柳氏によると治庵には先妻との間に与市、後妻との間に式重（平右衛門）という二子があり、式重の子が尹隆（勘助）すなわち半右衛門、隆重（唯七）兄弟となる。唯七は子がなく切腹、半右衛門の血筋は半右衛門の曾孫隆斌、治庵から数えて六代をもつて途絶える。他方、与七のそれは、明治元年死亡した七代尚友を経て現代に及び、十一代山田一彦氏となるのだという。治庵末裔に早くから複数分枝があつたはずだとする前稿の疑問は、平右衛門異母兄与市の存在でその一端が解決したことになる。

整理すると、治庵の先妻については姓氏が知られていないが、両者の間に生まれた与七の家系は広島に居住し武林姓を名乗ったと思われ、一方浅野家臣渡辺（渡部）吉左衛門の娘とされる後妻との間に生まれた平右衛門は渡辺姓を名乗り赤穂藩に仕え、平右衛門自身は赤穂藩に縁の深い北川久兵衛の娘を妻とし、半右衛門・唯七兄弟の出生となるのである。武林唯七親類書に父方祖父渡辺治庵とあるところをみると、治庵が妻方の渡辺姓を名乗つた時期があることも考えられる。

由緒書の写真をみると、治庵が用いた家紋は「丸之内林小文字替紋タキ沢浮」とされ、小の右に古と傍注が書き入れてある。篆書体の林の字という示唆かと思われる。「丸に林の字」の文字紋と「抱き澤瀉」の二つを家紋にしたという意味であろう。唯七が用いた家紋は右三つ巴であるが、江戸時代武家の家紋は父祖のそれを子孫が慣用するとは限らないというから、同一出自であっても分枝によつて異なる家紋があつたり、单一の家が複数の家紋を持つことも奇異ではないのである。

さて肝心の治庵の仕官であるが、小柳氏は由緒書によつて、寛永年間（一六一四～四三年）長門に漂流し、一時長門国に仕えた後、寛永二十年（一六四三）に青木甲

斐守重兼の斡旋によつて広島藩召し抱えとなつたと記している。以後明暦三年（一六五七）死亡するまでの事績として、宮島の主峰弥山の景観を漢文で綴つた「寫弥山佳景」が『巖島図会』に収められていることや、江戸浅草寺内陣に治寛の書があつたことが寺誌に見られると記している。以上のとおり小柳氏の所説は武林治庵を寛永期の渡来人であり、漢方に通じ、書と文をよくする知識人であつたとするのである。

また明末の王朝交代期に戦乱を避けて多くの知識人が中国から渡來した時期であつたことを重く考えた上で、宇治万福寺の開山で黄檗宗の開祖となつた隱元など多くの渡來した禪僧が幕府、諸藩主の保護のもと相次いで寺院を開いた時流のなかで、青木甲斐守重兼による広島藩への治庵転職の斡旋がなされたのかもしれないとする見解を披露されている。青木重兼は元和五年（一六一九）から寛文十二年（一六七二）までの間攝津麻田藩の二代藩主であつた人物である。宇治万福寺の創建奉行をつとめ、後に江戸芝白金に瑞聖寺を開山し、剃髪して黄檗僧となつた。

以上の次第で、孟二寛については前稿で述べた（一）朝鮮李王家一族の幼子李聖賢の守り役として李聖賢と共に

に慶長の役で毛利の手勢に捕えられた明國の「被擄人」とする説、(二) 同じく慶長の役で浅野軍の岡野弥右衛門(将監)と組合つて生捕りにされた明軍の武林隆とする説以外に、(三) 寛永年間長門に「漂流」した明からの渡来人で長門、安芸兩國で医師組に召し抱えられたとする子孫の所伝が存在することになり、三者三様に説かれるのである。

二

では三つの説をどのように理解するかが次の問題になるが、先ず明軍の「被擄人」武林隆なる人物とする説からみていくと、これが江戸末期巷間に広く流布していたことは確かである。『NHK歴史ドキュメント⑤』に長谷川忠清氏蔵、一勇斎國芳の錦絵「誠忠義士傳 竹林定七隆重」が見られる(二十一頁)。絵に添えられた一筆蓑(菴)の文は冒頭「竹林隆重ハ赤尾の旧臣にて、其先朝鮮征伐の時奥野正元に生捕となりし武林隆の末孫なりと言り」といつている。武林隆が竹林隆重、赤穂が赤尾、岡野将監が奥野正元と変名になつてゐるが、唯七の祖先を孟二寛ではなく武林隆としていることは明白である。歌川国芳(一七九七~一八六一)は武者絵の国芳といしては慎重に対応せざるをえないものである。龜田高綱

して知られた浮世絵師である。この絵から唯七の先祖を明の武人武林隆とする言説が江戸末期巷間に広く語られていたことが想像できるのである。

一筆蓑は「隆重の母ハ高貞の乳母にて主君とハ乳兄弟の由縁あり。父定右エ門ハ早く病に死し、老母に孝行を盡し朝夕心を用ひて扶労りけるに主家滅亡して赤尾退去なし都に假住す」と続け、さらに仇討ちの盟約に加わったことを内明けられた七十二歳になる母親が大いに悦び、後に心を残さず本望をとげるよう懇に諭した上、唯七旅立ちの前夜、唯七をはげます遺書を残して自害したことを探している。唯七の母(北川久兵衛の娘)が浅野長矩の乳母であつたかどうかについて筆者は不案内である。しかし元禄十五年閏八月十一日の兄半右衛門宛書状⁽²⁾ならびに十六年正月の唯七親類書⁽³⁾によつて赤穂事件当時両親が生存していたことが確認されるので、父が早く病死し、母が吉良を討つ以前に自害したというのは史実ではなく、赤穂事件が数多く生んだ俗説の一つだと考證ざるをえない。この俗説の発信源となつた絵本、興行の類が何であつたのか筆者には特定することができない。しかし俗説とセットで語られているところをみても、武林隆説にたいしては慎重に対応せざるをえないものである。龜田高綱

関係史料などから史実が掘り起こされない限り唯七を忠孝の勇者、英雄として美化した伝説とみて対応する方が無難かと思われる。

次に朝鮮李王家の一族である李聖賢の守り役として毛利の軍勢に捕えられ長門へ伴なわれたとする説であるが、この説に難点が二つあることは前稿で述べたとおりである。その一は李聖賢が従者一名と長門へ送られてきたことは事実であるが、萩藩『閥閱録』、『譜録』の関係個所に従者一名の姓名記入がなく、厳密な立場でいえば従者の一人が孟二寛であったという保証を与えることができないことである。その二は、慶長の役では、慶長三年（一五九八）八月秀吉の死により年内に全軍が撤退を完了しているので、李聖賢一行の長門到着も同年内としなければならない。長門到着時に二寛が何歳であつたのか、行年に確固とした資料がないため不明である。以後明暦二年（一六五六）ないし三年死亡するまでおよそ六十年近くの歳月が経過することになるわけである。一方、末裔のうち生年が判明するのは唯七の寛文十二年（一六七二）のみであり、唯七の父平右衛門、兄半右衛門の生没年は不明なのである。こうした条件下で二寛・平右衛門・唯七兄弟の続柄をどう読むかは人によつて意見が分

かれるところであり、二寛と唯七を祖父・孫とすると年齢が合わないと見る見解も一概に否定できないのである。孟二寛改め武林治庵を李聖賢守り役に充てる説が広く支持を集めるためにには、二、三世の生没年をはじめとして、萩藩史料、李家家関係史料から新しい補強材料が掘り起こされる必要があろう。また唯七の従弟と思われる萩藩仕官武林兵助なる人物（『鳩巣小説』卷之下⁴⁾や、萩市平安古字石屋町にあつて唯七子孫と称したという家筋についても併せて解説が望まれるところである。

三

孟二寛を武林隆、李聖賢従者など慶長の「被擄人」に充てる説にたいし、寛永年間渡来人とする所伝は、二寛・唯七の続柄だけでみると年齢上の気懸りが少なく、この点では安心感が持てる。しかし疑問が皆無という訳ではないので、以下に私見を述べて批判を待つことにしたい。

広島市の西福寺に現存する治庵の墓であるが、差し当たり筆者には墓参する機会がないので、広島に在住する同期の塾員増田尚雄氏を煩わし、治庵の墓に詣で、墓誌を読んでいただいた。前稿で示した前面の法名に訂正個所

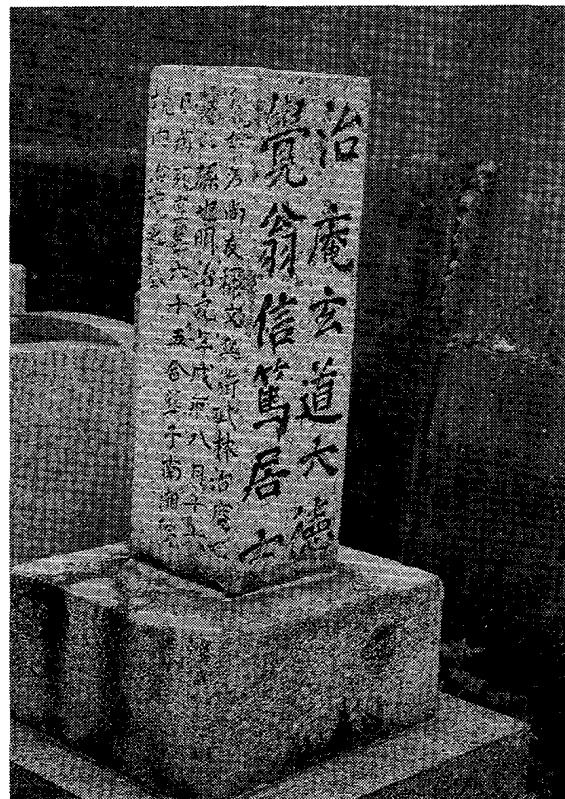
昭和五十年一月二十五日キクヱ

武林

行年七十九才

富子

とある。



武林治庵の墓（増田尚雄氏撮影）

これで墓誌の全体が把握できたわけであるが、現存する墓が昭和五十年に新しく造営されたものでないことは、小柳氏の原爆で「焼かれて倒れていたのをいまの場所に移した」という記述からうかがい知ることができる。改めて墓の発見を報道した昭和十四年五月十八日付『東京日日新聞』の記事を読んでみても「治庵玄道大徳覺翁信篤居士と刻まれた墓碑」と明記しており、かつ右側面の墓誌も完全に一致する。つまり昭和十四年南湘院墓地で発見された墓石が戦後西福寺に移されたことは疑問の余地がないのである。

背面にある武林キクヱ氏と富子氏については既に小柳氏が紹介されている。武林与市の家系で、キクヱ氏は九代武林カヨ氏の子供であり、富子氏はカヨ氏の孫で、山田一彦氏とはイトコ同士であるという。墓石を西福寺に移したのを記念し、施主の立場で刻んだものであろう。不明なのは明治の合葬時に新しい墓石を用意し、前面に治庵、覚翁の法名を並べて刻み、右側面に治庵の来歴、

と覚翁の身世と合葬の事実を刻み、背面には

境内治庵之墓

左側面に覚翁のそれを刻んだものなのか、それとも明治以前からあつた治庵の墓石をそのまま活用し、前面を削つて法名を新たに二つ並べ、かつ左側面の墓誌を新たに加えて改造したものであるかの点である。背面には本来明治合葬もしくはそれ以前の刻文があつたにちがいないのであるが、今となつては知るよしもない。しかし原爆によつて墓石が全壊せずに残つたことだけでも僥倖となればならないであろう。

問題にしたいのは、墓が明治初年の新調なのか、それとも改造であるのかそのどちらであるにせよ、墓に治庵の来歴が刻まれた当初から治庵の享年については未知であつたのではないかという疑問である。死亡の年月日を誌しながら享年については黙秘するからである。また由緒書に関する小柳氏の記述を見ても、治庵の享年について言及はないのである。このことは享年に限らない。墓誌によつて得られる治庵の身世情報は由緒書にも記載されているし、逆に享年の事例に示されるように、墓誌の語らぬことは由緒書もまた語らぬようと思われてならぬ。由緒書が治庵の長門漂流と広島藩仕官の年代、仕官を斡旋した人物まで具体的に明記するのにたいし、墓誌の方は荒筋で同じ内容を伝えながら年代、斡旋人物の名

をあげないのは例外であるが、これは字数上の制約からだと単純に割り切つてよいのではなかろうか。事が広島以前の治庵に関する限りだが、治庵身世の情報範囲に関し墓誌、由緒書にもし共通する限度があるとすれば、それは一体何を默示するのであろう。

由緒書の表題にある武林吉之丞が何代の後裔であるのかについて筆者は不案内である。しかし由緒書が編まれたのが赤穂事件後であろうことは推察できる。由緒書には唯七の兄尹隆（半右衛門）に勘助という併記があるが、渡辺半右衛門が武林勘助と改めるのは赤穂事件後のこととされる。由緒書を通読する機会に依然として恵まれない筆者が由緒書について言及するのは分限を越えたことであるが、それを承知の上で推測すると、由緒書が編まれた当時既に治寛の渡来について寛永年間長門に漂流、一時長門国に仕えて孟二官と称したというのがその時点でありうる限りの所伝すべてであつて、それ以上のことは模糊としていたのではないかと思わざるをえないものである。

乙酉年すなわち正保二年（一六四五）当時、広島藩に孟士式、日本姓武林なる人物が実在したことは確かである。『芸州厳島図会』、別名『厳島名所国会』卷四所収の

「寫弥山佳景」を見ると、末尾に士式撰と作者治庵の署

名があり、その下に「重丸に印篆体風、横書きで武林と
入れた印形がおされているからである。ついでながら署
名には「亞聖鄒國公六十一代孫」という併記がある。治
庵が孟子六十一代の後裔であるとは、武林唯七の出自を
美化する後世の作意ではなく、治庵が自から語っていた
ことを証拠立てるものである。

『嚴島図会』は治庵の実在を証明するだけではない。
『嚴島図会』の編述者である岡田清が「寫弥山佳景」に
付した解説を読むと、武林唯七を武林治庵の四世の孫す
なわち曾孫として次のようにいうのである。

士式ハ孟子の裔にして漢土杭州武林郡の人也。明末
我日本に歸化して武林治庵と称す。四世の孫武林唯
七赤穂の義盟に列し事、人の能知る処也。今も其子
孫當藩に存す。⁽⁶⁾

『嚴島図会』は「寫弥山佳景」が嚴島神社宝物として納
められた関係で後世同書に採録されたのである。治庵、
唯七の同時代資料ではないにしても、広島藩士の家に生
まれ、しかも「今も其子孫當藩に存す」とまで記してい
る編述者の解説であつてみれば、「四世の孫」という記
述は、編述者の誤聞、あるいは誤記として一概に片付け

がたいものを感ずるのである。

改めて唯七が切腹の直前ともいえる元禄十六年正月に
書いた親類書によると、祖父「渡辺治庵」について「何
年以前死去仕候哉、覚不申候」といい、祖母については
「九年已前死去仕候哉」としている。これによれば祖母
が死亡したのは元禄七年（一六九四）前後である。伝え
られる治庵の死亡を明暦三年（一六五七）とすれば、治
庵死亡の後四十年近く生きることになる。この間祖母が
広島に住んだのか赤穂にいたのか筆者は不案内であるが、
唯七が祖父治庵の顔を知るよしがなかつたとしても、祖
母にたいしてはその機会が十分ありえたはずである。そ
の唯七は治庵を元広島藩医師組といわず「元浪人にて罷
在候」というのである。

いずれにせよ武林治庵の身世、特に広島藩仕官以前の
それについては、二、三世の問題と併せ今後の解明が待
たれる部分が大である。前稿において治庵・唯七の祖
父・孫の続柄にたいし疑問を投じた『増訂赤穂義士事
典』（新人物往来社 昭和五十八年刊）の説をあげた。
臆測にすぎないのであるが、四世代の隔遠であれば「寫
弥山佳景」を綴つた治庵の出自が李聖賢従者にたどりつ
く可能性とて皆無ではないのである。

そもそも治庵を朝鮮の役における「被擄人」とすることや、二、三世の名をあげることは赤穂事件と同時代の室鳩巣に始まり、以後今日に至るまで諸書に引用されてきたが、その一方で異説も少なからず唱えられてきた。治庵・唯七を父子とするものから曾祖父・曾孫とするものまで生じた混沌とした情景はその好例である。これに秩序をあたえ混沌を整頓に導くようなヒントが家譜に見い出せるかどうか、由緒書の開示が切に望まれるのである。

注

- (1) 文化十年（一八一三）、因州新田城主松平定常編『淺草寺志』卷二、「明人孟寛所書聯」（昭和五十一年、名著出版復刻本、上巻、六六頁）を指す。「山頭月影雲光色々無非般若、檻外松濤竹浪聲々都入圓通」とし、聯の裏に白牛洞孟寛と書き、元壽の印があつた。吳服師三島景雄（吉兵衛、号自寛）の模刻が世に公にされたとある。孟寛ではなく孟寛なのであるが、『淺草寺志』は「孟寛播州赤穂の義士武林唯七が父也と云」として、同一人とみている。
- (2) 中央義士会編『赤穂義士史料』第三巻、昭和六年、一五一～三頁。
- (3) 『赤穂義人纂書』第一、国書刊行会、明治四十三年六月、二九～三〇頁。

鳩巣小説 卷之下		『墨水消夏錄』所引武林家譜
孟二寛	称武林次庵 明暦二年死	孟二寛 称武林次庵
武林左近右衛門	安藝公儀歩卒	武林左近右衛門 仕安藝公
渡部半右衛門	浅野内匠頭ツカウ	子渡邊半右衛門 仕淺野公
武林兵助	長州毛利ニツカウ	弟武林兵助 仕長州毛利公
林瑞	禪僧	半右衛門子林瑞 禪僧
嶺黒	廣島國泰寺ノ僧	同嶺墨
唯七	以孝稱セラル	同武林唯七 廣島國分寺之住僧
女子		同女子 浅野公之臣有復讐之功
半六	安藝ニ仕フ	同武林半六

- (4) 武林兵助の名は親類書にはないが、『鳩巣小説』卷之下では「長州毛利ニツカウ」とされ、配列からは唯七の従弟とみられる。『淺草寺志』「明人孟寛所書聯」に内藤貞太郎が付した頭注に、『墨水消夏錄』所載の武林家譜が引かれている。同家譜と『鳩巣小説』とを比較すると、右表に示すように両者は人名において一致するが、右家譜には続柄が示されている点で異なる。それによると、一般に唯七の兄とされる半右衛門は孟二寛の子、武林兵助は弟とされている。
- 『墨水消夏錄』三巻は伊藤蘭洲著、文化二年自序、『燕石十種』二輯六の巻に收められている。本稿の別表は中央公論社刊『燕石十種』第二巻、昭和五十四年七月、二四六～七頁によつた。
- (5) 宮本哲治『古文書による赤穂義臣伝』科学書院、一九八八年、五頁。
- (6) 平成七年十一月刊、臨川書店、版本地誌大系 七の『芸州厳島図会』を利用した。